

令和6年第2回養老町定例会会議録

令和6年第2回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和6年6月7日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第5号 令和5年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
日程第5 報告第6号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）
日程第6 議案第34号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第35号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について
日程第8 議案第36号 物件供給契約の締結について（非常備消防関係車両等（消防ポンプ自動車）購入事業）
日程第9 議案第37号 令和6年度養老町一般会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第38号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北 倉 義 博

○出席議員

1番	佐野伸也	2番	大橋みち子
3番	西脇康	4番	清水由美子
5番	北倉義博	6番	岩永義仁
7番	吉田太郎	8番	早崎百合子
9番	野村永一	10番	松永民夫
11番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地憲元	副町長	田中一也
教育長	森島恵照	総務部長	川口智也
総務部総務課長	近藤晴彦	総務部 企画財政課長	中島和哉
総務部税務課長	永嶺早苗	住民福祉部長	近藤真由美
住民福祉部 住民環境課長	伊藤めぐみ	住民福祉部 健康福祉課長	藤田勝彦
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	大倉修
産業建設部参事兼 産業建設部 産業観光課長	竹中修	産業建設部 建設課長	吉村和人
産業建設部 水道課長	加納康宏	会計管理者兼 会計課長	若山実穂
教育委員会 事務局長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	尾前真理
教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹	消防長	大倉巧
消防次長兼 消防総務課長	古川博規		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	高橋正人	議会事務局書記	國枝利法
--------	------	---------	------

(開会時間 午前9時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和6年第2回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

ここで、開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。御起立をお願いします。後段のほうの御唱和をよろしくお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

これより、今年の5月から1年間、養老町の発展と円滑な議会運営に多大なる御尽力をいただきました前議長の野村永一君に、この議場において感謝状を贈呈したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、野村永一君、演台の前までお進みください。

—— 感謝状贈呈 ——

○議長(北倉義博君) 本日の会議は、全員出席であります。

なお、執行においては、玉井消防課長が身内の不幸のため欠席しますので、御報告します。

このほか、町広報員、今定例会開会中の議場内の写真撮影、並びに報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

このほか、議会開催中の議場出入口は閉鎖いたします。

また、委員長報告、議員一般質問、町長の発言及び答弁は演台で行い、議員質疑は着座のまま自席で行うことといたします。町長を除く執行の発言については、提案理由補足説明、議員質疑の初回答弁、一般質問等の初回答弁は演台で行い、再質問以降は着座のまま自席で行うことといたしますので、よろしく申し上げます。

なお、本定例会においては、上着の着用を自由としておりますので、暑い方については上着を脱いでいただいて結構です。

それでは、ただいまから令和6年第2回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(北倉義博君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、3番 西脇康君、4番 清水由美子君を指名します。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

ここで、5月30日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 吉田太郎君。

○議会運営委員長（吉田太郎君） 議会運営委員会報告をします。

5月30日午前9時半より、委員及び議長並びに執行部出席の下、開会しました。

協議事項は、第2回養老町議会定例会の日程等についてであります。

会期は、6月7日金曜日から6月21日金曜日までの15日間で、本会議開会時間は午前9時30分と決定しました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の提案説明及び委員会付託、6. 町政一般に関する質問、7. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

なお、今定例会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行うこと、ユーチューブにおけるライブ配信を役場ロビーのモニターでも中継すること。また、委員会報告、議員一般質問、町長の発言及び答弁は演台で行い、議員質疑は着座のまま自席で行うこと、町長を除く執行部発言については、提案理由の補足説明、議員質疑の初回答弁、一般質問等の初回答弁は演台で行い、再質問以降は着座のまま自席で行うこと、以上のとおり決定いたしました。

次に、一般質問については、議会2日目、6月20日木曜日に行うこととし、議員1人当たりの質問、答弁の時間を60分以内、発言順序はくじ引により決定した順に行うことと決定いたしました。

次に、審議する議案等につきましては、一般会計の繰越計算書の報告1件、専決処分の報告1件、条例の一部改正1件、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更1件、契約の締結1件、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算2件の以上計7件であります。

次に、審議方法につきましては、初めに議事日程の日程第4、令和5年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条の第2項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第5、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）は、地方自治法第180条第2項の規定による議会への報告でありますので、同様に報告のみを受けること。

次に、日程第6、養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてと日程第7、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更についての2件については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るために所管の総務民生委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受け、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第8、物件供給契約の締結について（非常備消防関係車両等（消防ポンプ自動車）購入事業）は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、質疑、討論を行い、採決を行うこと。

次に、日程第9、令和6年度養老町一般会計補正予算（第2号）と日程第10、令和6年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2件については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るために予算特別委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

付託先の各委員会の日程については、まず日程第6、養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてと日程第7、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更についての計2件の審査の付託先である総務民生委員会は、6月12日水曜日の午前9時30分から開催するよう総務民生委員長へ要請すること。

次に、日程第9、令和6年度養老町一般会計補正予算（第2号）と日程第10、令和6年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの計2件の審査の付託先である予算特別委員会は、6月12日水曜日午後1時30分から開催するよう予算特別委員長へ要請すること。

以上のとおり決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日6月7日から6月21日までの15日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月7日から6月21日までの15日間と決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年度翌4月分及び令和6年度4月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、養老町土地開発公社、養老の郷づくり株式会社、公益財団法人養老町スポーツ連盟より、経理状況を説明する書類として決算報告書が提出されましたので、議員各位のお手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 皆さん、おはようございます。

本日は令和6年第2回養老町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御多用の中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、令和6年能登半島地震の被災地に対する支援を継続して行っておりますが、5月31日から公費解体申請の受付事務のため、職員2名を輪島市へ派遣しております。そのような中、輪島市内でも震度5の余震が発生しました。幸いにも輪島市役所への移動中であり、職員に被害等はなく、無事業務に当たってくれておりました。派遣中に発生しました有事の際の対応にしましても、しっかりと確認し、対処してまいりたいと考えております。

総務省の応急対策職員派遣制度に基づく中能登町や輪島市への対口支援は終了いたしました。環境省からの派遣依頼に基づく公費解体や浄化槽復旧支援など、人道的支援を引き続き継続してまいりたいと考えております。

被災の爪痕がまだまだ癒えていない中での大きな余震に不安を抱える被災地の皆様の御無事をお祈りするとともに、一日も早い復興を祈念申し上げます。

次に、今年も出水期を迎え、全国で大雨による河川の氾濫や土砂災害の危険性が高まっております。先週では、台風1号による前線を伴った低気圧の影響により、九州南部や四国地方をはじめ、東海地方でも大雨災害発生危険度が急激に高まり、県内では郡上市で738世帯1,564人に避難指示が発令されておりました。幸いにも、県内においてけが人や建物の被害は確認されておりませんが、当町でも台風1号の動向には注意を払っていたところでございます。

こうした各地で大雨への警戒が強まる中、養老町においても災害発生時には迅速な対応を行えるよう、毎年養老町水防訓練を実施しており、令和6年度は明後日の6月9日日曜日に揖斐川養老大巻水防拠点において実践的な水防工法訓練を行います。こうした取組により、水防技術の習熟と水防意識の高揚を図るとともに、関係機関とも緊密に連携しながら、町民の皆様の生命と財産を守ってまいりたいというふうに考えております。

次に、先月の28日火曜日に養老町役場と警察署、そして町内医療機関では養老郡医師会、養老歯科医師会、海津養老薬剤師会、また介護福祉関係機関では養老町居宅介護支援事業者連絡協議会と養老町社会福祉協議会の以上7つの機関や団体で、地域を守る高齢者総合対策に関する協定を締結いたしました。この協定により、増加する高齢者の犯罪被害や交通事故の未然防止を図るとともに、災害発生に備え、高齢者の方への被害防止対策に連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、養老町制施行70周年記念事業では、先月の18日土曜日、19日日曜日の2日間に

わたって高田まつりが開催されました。2日目の本楽の午後では少し天候が崩れましたが、おおむね快晴に恵まれ、YORO SUPPORTER WORLDの会員の方々にも高田曳山の引き手として参加していただくことができました。高田商店街がたくさんの人であふれ返り、本格的に日常が取り戻されていることを強く実感したわけでございます。

次回の70周年記念事業では、今月の16日日曜日に、町中央公民館駐車場におきまして養老郡消防操法競練会が開催されます。また冠事業では、同じく今月の28日金曜日に生活環境団体による生ごみ減量町民公開講座、また7月1日には実行委員会による養老の滝開き俳句大会、7月7日には同好会による養老町歌謡同好会カラオケ発表会が開催されます。ぜひ様々な催しに御来場いただければというふうに思っております。

最後になりますが、国内の経済状況につきまして、政府が先月27日に発表しました5月の月例経済報告では、景気の全体を、このところ足踏みも見られるが緩やかに回復しており、今後についても緩やかな回復が続くことが期待されると思っております。確かにコロナが落ち着き、本格的に日常が取り戻されてきておると感じておりますが、その一方で、円安により個人消費は低迷し、物価高騰による家計への負担もいまだに続いておりますので、町といたしましても引き続き効果的な施策を検討し、実行していきたいと考えております。議員各位におかれましても、格別に御協力を切にお願い申し上げます。

本定例会におきましては、繰越明許費の繰越計算書の報告が1件、専決処分の報告が1件、条例の一部改正が1件、規約の一部改正が1件、物件供給契約の締結が1件、一般会計及び特別会計の補正予算関連諸議案が2件の合わせまして7件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（北倉義博君） それでは、日程第4、報告第5号 令和5年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました報告第5号 令和5年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

この計算書につきましては、令和6年3月の第1回定例会におきまして議決されました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

議案の1ページを御覧ください。

各事業の繰越額につきましては、養老鉄道活性化事業5,140万円、社会保障・税番号

制度システム整備事業1,261万円、物価高騰に伴う低所得世帯支援事業（追加分）70万3,000円、低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業4,585万6,000円、総合保健福祉施設整備事業1,050万5,000円、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業98万円、道路新設改良費1,576万8,000円、中央公園維持管理整備事業費719万4,000円、合わせまして8事業で1億4,501万6,000円でございます。

以上で、報告第5号 令和5年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 報告が終わりました。

○議長（北倉義博君） それでは、日程第5、報告第6号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）を議題とします。

なお、本件は地方自治法第180条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました報告第6号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の概要を説明させていただきます。

この専決処分につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、養老町営住宅の管理に関する訴えの提起について報告するものでございます。

このたびの訴えの概要は、町営住宅の家賃を大量に滞納している者の中で、町から滞納家賃の支払い及び住宅の明渡し等を催促いたしました但、応じない者について、岐阜地方裁判所大垣支部へ建物明渡し等請求事件として訴えを提起したものでございます。

町営住宅の明渡しを求める相手側は、別紙専決処分書のとおりでございます。

以上、報告第6号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 報告が終わりました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第6、議案第34号から日程第7、議案第35号までの計2件につきましては、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第6、議案第34号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第34号 養老町家庭的保育事業等の

設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）が令和6年3月13日に公布されたことに伴い、本条例について所要の改正をするものでございます。

詳細につきましては、子ども課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 香川子ども課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

保育所等に配置する従業員及びその員数については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項及び第2項並びに第45条第1項及び第2項において、内閣府令で定める最低基準に従い条例で基準を定めることとされております。

内閣府令で定める最低基準が改正され、保育所等における保育士・保育従事者の配置基準について、4・5歳児の児童おおむね30人につき職員1人から25人につき1人へ、3歳児の児童おおむね20人につき職員1人から15人につき1人へ改正を行うものであります。

別添資料の養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表1ページを御覧ください。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に、同項第4号中「30人」を「25人」にそれぞれ改めるものです。

また、第32条、第45条、第48条についてもそれぞれ同様に改めるものであります。

施行日につきましては公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

以上で、議案第34号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査いたしたいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） この条例改正は、国の法律の改正に伴う条例改正だと理解しておるわけですが、人数の変更、20人から15人、30人から25人という変更のこの意図はどのような意図があったのかということと、本町の該当施設への保育士、また保育従事者の

人数への影響はどのようにあるのかをお尋ねをいたします。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） ただいまの松永議員の1点目の意図につきまして御回答申し上げます。

人数が減ることによって、それぞれの園児に対するきめ細かな保育・教育ができるということで改正になったものと認識しております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） よろしいか。

〔「2点目」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 失礼。香川子ども課長、演台にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） ただいまの松永議員の2点目の御質問につきましてお答えいたします。

本改正につきましては、令和5年12月22日閣議決定のこども未来戦略において改正を行う旨、示されておりましたので、令和6年度よりこの対応ができるようにということで体制を整えてまいりまして、6年度から実施しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 私が聞きたかったのは、保育士の数とか保育従事者の数に変更はないのかということです。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 先ほど香川課長が申し上げたとおり、令和6年4月から実施されるということが先駆けて分かっておりましたので、それに準じまして、公立、私立ともに指導、助言しながら、今現在人数のほうは、この人数で対応できる保育士が配置されているものでございます。

○議長（北倉義博君） よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 本条例中に度々出てくる「おおむね」という言葉ですけれども、このおおむねが許容している範囲、数字で教えていただけたらと思うんですけれども。

もうちょっと追加でいうと、今回5人数値が動くわけですけれども、なので5人以下なのは分かるんですけれども、4人だったらどうなのか、3人だったらどうなのか。恐らくこの許容する範囲というのがあるんだろうと思うんですけど、プラス・マイナス1なのか、プラス・マイナス2ぐらいと、一般的な感覚でいうと思うんですけど、ここ数字でいじっている割には「おおむね」という曖昧な表現をされているので、一体どの程度を許容しているのか、その許容範囲についてお答えいただきたいなと思っておるんで

す。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の御質問に回答させていただきます。

大体うちのほうでは7割から8割というふうには認識しておりますけど、数字的にはなかなか示せませんので、大体「おおむね」というふうに表記はさせてもらっております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 具体的なことは当委員会で質疑したいと思うんですが、ただいまの答弁の中で、附則でも令和6年4月1日から適用するというので、当町においては適用されているということですが、経過措置として、当面、従来の基準で運営することを認めているというふうな解釈があるというふうに思うんですが、その点での再度答弁を求めたいと思います。

○議長（北倉義博君） 香川子ども課長、演台にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

1年間の経過措置が制定されておりますけれども、当町ではこの条例に該当する施設のほうが小規模保育所となっております。経過措置が必要ではない施設となっておりますので、今回本町の条例においては経過措置については定めておりません。以上となります。

○議長（北倉義博君） よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第7、議案第35号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第35号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更についての説明をさせていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第374号）により、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務を変更し、それに伴う規約の変更を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 藤田健康福祉課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（藤田勝彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

このたびの法改正により、令和6年12月2日以降、被保険者証及び資格証明書が廃止され、被保険者の資格に係る情報については、厚生労働省で定める事項を記載した書面の交付等により被保険者に提供することになります。このことにより、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正するものでございます。

議会定例会資料の岐阜県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表を御覧ください。

別表第1の2及び3において、「被保険者証及び資格証明書」の引渡し及び返還の受付を行っていましたが、これを「資格確認書等」と変更するものでございます。

なお、この条例は令和6年12月2日から施行するものであります。

今回の規約等の変更につきましては、地方自治法第291条の3第1項の規定に該当し、地方自治法第291条11の規定により関係地方公共団体の議会の議決を要するため、上程を行ったものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

すみません、「この条例」の改正と申しましたが、「この規約」の改正でございます。失礼いたしました。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第8、議案第36号につきましては、上程後、提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

それでは、日程第8、議案第36号 物件供給契約の締結について（非常備消防関係車両等（消防ポンプ自動車）購入事業）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第36号 物件供給契約の締結について（非常備消防関係車両等（消防ポンプ自動車）購入事業）の説明をさせていただきます。

養老町消防施設整備計画に基づき、養老町消防団第1分団に配備される消防ポンプ自動車を更新するもので、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めますのでございます。

詳細につきましては、消防次長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 古川消防総務課長、演台にて補足説明。

○消防次長兼消防総務課長（古川博規君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

現在、養老町消防団第1分団に配備されております消防ポンプ自動車は、平成13年11月の配備から22年以上が経過し、更新時期を迎えましたので、養老町消防施設整備計画に基づき消防車両の更新配備を図るものでございます。

最新式車両の導入によりまして、消火活動中における突然の不具合発生や故障のリスクを低減し、地域消防力の維持と災害対応能力の向上を図ることが可能となり、住民の安心・安全に寄与するとともに、迅速、的確かつ円滑な消防団活動が遂行できるものと考えます。

次に、その内容を御説明申し上げます。

1. 契約の目的ですが、消防ポンプ自動車の購入となります。
2. 契約の方法ですが、8者による指名競争入札。入札状況につきましては、定例会別冊資料の最終ページの入札結果表を御確認いただきたいと思います。
3. 契約の金額ですが、税込み2,519万円。

4. 契約の相手方、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔さん。

5. 納入期限ですが、令和7年3月31日と設定しております。

6. 納入場所、養老町高田798番地、養老消防署としております。消防団車両ですが、一旦消防署のほうへ納入いただく形を取っております。

7. 物件の概要、消防ポンプ自動車（CD-I型）というタイプのものでございます。市販車名で日野自動車のデュトロというトラックベースの車両でございます。一応4WD車となっております。乗車定員は6名、車両総重量が5トン未満です。ポンプの性能のほうは、A2級ポンプを搭載いたします。

以上で、議案第36号 物件供給契約の締結について（非常備消防関係車両等（消防ポンプ自動車）購入事業）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 7番 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 今使用しておるのが22年ということで、まず今までにキロ数は何キロぐらい乗ったのかを聞きたいんですけど。以上です。

○議長（北倉義博君） 古川消防総務課長、演台にて答弁。

○消防次長兼消防総務課長（古川博規君） ただいま吉田議員から御質問いただきました消防車の走行距離について御回答申し上げます。

5月末日の時点で1万1,150キロというふうになっております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 9番 野村永一君。

○9番（野村永一君） 今度新しく消防自動車が入るんですけども、それに関する備品は、旧の消防自動車から引き継ぐのか、全く新しい備品を消防自動車に付随するというか、そこら辺教えてください。

○議長（北倉義博君） 古川消防総務課長、演台にて答弁。

○消防次長兼消防総務課長（古川博規君） ただいま野村議員から御質問いただいた備品の件についてお答え申し上げます。

基本的には載せ替えを検討しておりますけれども、メガホンですとか、充電式のライト、それから投光器などの電子機器は更新する方向でこの契約の内容に含まれておまして、消防ホースは別途消防本部がホースを購入いたしますので、その入札執行の内容に含んで契約する別契約となるということでございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 9番 野村永一君。

○9番（野村永一君） 新車を購入されるんですけれども、廃車の処理はどういうふうにされますか。

○議長（北倉義博君） 古川消防総務課長、自席にて答弁。

○消防次長兼消防総務課長（古川博規君） 野村議員の再質問のほうにお答え申し上げます。

更新して、古くなったほうの車両をどうするかということでございますけれども、今のところ町のホームページのほうに公告いたしまして、競売による売却のほうを考えておりますけれども、落札者が現れない場合は、町内の引取り業者のほうで引き取っていただくことを考えております。

○議長（北倉義博君） よろしいか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 9番 野村永一君。

○9番（野村永一君） 競売、引取り業者が見えない場合、第三国のほかのところへ寄附するという手はありませんか。

○議長（北倉義博君） 古川消防総務課長、自席にて答弁。

○消防次長兼消防総務課長（古川博規君） 外国への譲渡というお話でございますけれども、一応町の貴重な財産でございますので、処分に当たりますとも何かしら収入になる方法というふうに考えておりますので、基本的には売却または買取りをお願いするという方向で考えております。

○議長（北倉義博君） よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

これより暫時休憩といたします。再開は10時40分といたします。

(午前10時23分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第9、議案第37号から日程第10、議案第38号につきましては、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第9、議案第37号 令和6年度養老町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第37号 令和6年度養老町一般会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億224万円を追加し、予算総額を122億3,901万2,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、予防接種事業、病児保育事業、総合体育館維持管理費などがございます。

詳細につきましては、それぞれ総務部長、住民福祉部長、産業建設部長、教育委員会事務局長、消防長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、演台にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、7目地域振興費のコミュニティー助成事業費では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業に対する助成金として190万円を計上しました。

款9消防費、項1消防費、3目防災費の災害対策事業では、本年1月1日に発生しました能登半島地震に対して、被災地支援として職員派遣に係る費用として266万6,000円を増額しました。

次に、6、7ページの歳入について説明をさせていただきます。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額4,755万7,000円を増額しました。

款20諸収入、項4雑入、2目雑入ではコミュニティー助成事業助成金190万円を計上しました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、演台にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

8、9ページの歳出から説明させていただきます。

款3民生費、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費では、子ども・子育て支援事業の病児保育事業について、事業計画の一部変更に伴い、施設建設補助に係る経費1,287万円を増額いたしました。

款4衛生費、項1保健衛生費、2目予防費では、予防接種事業について、10月から予定されている新型コロナワクチンの定期接種への変更に伴い、65歳以上の方などの接種費用の一部負担等の事業に係る経費として5,300万7,000円を増額し、健康増進事業について、県の25歳対象の子宮頸がん検診の補助事業の実施に伴い、検診に係る経費として8万8,000円を増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について説明させていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、子ども・子育て支援施設整備交付金として491万7,000円を増額いたしました。

3目衛生費国庫補助金では、がん検診推進事業補助金として4,000円を、新型コロナワクチン接種助成金として3,251万1,000円をそれぞれ増額いたしました。

次に、款15県支出金、項2県補助金、2目民生費県補助金では、岐阜県病児保育施設整備費補助金として491万7,000円を増額いたしました。

3目衛生費県補助金では、がん検診促進事業費補助金として5,000円を増額いたしました。

次に、款20諸収入、項4雑入、2目雑入では、健康診査徴収金として17万円を増額いたしました。

以上で、住民福祉部の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 大倉産業建設部長、演台にて補足説明。

○産業建設部長（大倉 修君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、8、9ページの歳出から説明をさせていただきます。

款6農林水産業費、項1農業費、3目農業振興費では、国の産地生産基盤パワーアップ事業費補助金及び集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金の2つの補助金を新たに活用し、農業者及び担い手を支援するため増額するものでございます。産地生産基盤パワーアップ事業では、農業者の高収益化に向けた取組に必要な農業機械等の導入に係る経費の一部を支援するため、負担金補助及び交付金710万9,000円を、また、集落営農活性化プロジェクト促進事業では、集落営農組織の持続的な発展のために必要な共同

利用機械等の導入に係る経費の一部を支援するため、負担金補助及び交付金315万円をそれぞれ新たに計上いたしました。

また、款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費の企業誘致推進事業費では、昨年度工場として増設された資産の額が確定したことに伴い、工場等設置奨励金として負担金補助及び交付金を120万3,000円増額いたしました。

続いて、6、7ページの歳入について説明をさせていただきます。

款15県支出金、項2県補助金、4目農林水産業費県補助金では、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金710万9,000円と集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金315万円の計1,025万9,000円を新たに計上いたしました。

以上で、産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、演台にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

歳出のみでございます。

10ページ、11ページを御覧ください。

款10教育費、項4社会教育費、3目公民館費の地区公民館維持管理費では、小畑公民館において、会議室及び図書室の空調機が経年劣化による故障につき作動しなくなったため、緊急に更新が必要となることから、空調機の更新工事費用として338万2,000円を増額いたしました。

次に、6目町民会館費の町民会館維持管理費では、町民会館において吸収式冷温水発生機が経年劣化に伴い機械内部に不具合が発生し、冷暖房としての機能が十分に果たせないため、緊急に修繕する必要があることから、吸収式冷温水発生機修繕工事として220万円を増額いたしました。

次に、項5保健体育費、2目総合体育館費の総合体育館維持管理費では、総合体育館において合併浄化槽原水送水ポンプが故障し、支障を来すため、緊急に修繕をする必要があることから、合併浄化槽原水ポンプ修繕費として95万2,000円を増額いたしました。

また、総合体育館多目的広場において、来年度開催のねんりんピックに向け、今年度プレ大会が開催されます。多目的広場は、現在経年劣化や使用による劣化に伴い、利用者のけがの原因となる浮き石や凹凸、砂じんの発生により、プレ大会や養老フェスタをはじめ様々な活動に支障を来すことから、流出した表土の補充や整地を行うために要する経費として1,276万9,000円を増額いたしました。

以上で、教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 大倉消防長、演台にて補足説明。

○消防長（大倉 巧君） それでは、私のほうから消防本部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出のみでございます。

8、9ページを御覧ください。

款9消防費、項1消防費、1日常備消防費の職員管理費では、消防職員の欠員補充に係る新規採用者の消防学校入校経費として18節負担金補助及び交付金で45万5,000円、常備消防維持管理運営事業では、新規採用者の貸与被服及び装備品の購入費として10節需用費19万1,000円、17節備品購入費29万8,000円、合計94万4,000円を増額いたしました。

以上で、消防本部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 先ほどの説明の中で、特に社会教育費、公民館費とか、町民会館費で空調設備とか、吸収式冷温水発生機が故障したとか、また合併浄化槽が云々ということで、経年劣化によって最近いろんな空調やら施設が悪くなってきております。昨年も池辺公民館とか、いろんなところで空調が壊れて、補正をやって、修繕していくという流れになっておりますが、本町の考え方、いわゆる経年劣化している施設とか機器は分かっていると思っておりますので、年次計画を持って、どのような考え方でこの設備、町内の施設の修繕等を考えていくのか、考え方をお尋ねいたします。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいまの松永議員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、ふだん職員とか関係者によって維持管理・点検等は行っていると思いますが、空調は年中つけるものじゃございませんし、やはり夏場でしたら冷房、冬場でしたら暖房という形で使う時期は決まっておるような気がします。

いずれにいたしましても、やはり養老町の公共施設の総合管理計画等にのっとりまして、耐用年数も見ながら、やはりそういったところは年次計画を立ててやるべきだというふうに思いますけれども、それぞれ担当課で施設の管理は日頃から計画なんかは立ててくれということをお願いをしておりますので、ボトムアップしながら総合的に勘案しながら、今後も適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 五、六年前に、町のほうからいろんな施設の管理計画、それに

関する経費等の説明を受けておりますが、やはりそれにのっとして今後やっていただいて、故障して、補正を組んで、機器を整備するというのもやらなくてはいけないのかもしれませんが、長期的な視野に立ってやっていただきたいということを要望しておきます。以上です。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 子ども・子育て支援事業の関係ですが、本年度の大きな子ども・子育て支援事業の要として病児保育が計画されておりますが、3月議会においても運営主体や設置、どこに建てるのかというのは公表されていません。今回6月議会で補正されているということは、進捗しているんだなというふうに思うわけですが、この運営主体や建設場所の公表というのは、どういう形でいつやるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

大垣のほうの業者ということで当初予算を計上させてもらいまして、場所的には町内全域、特に258号線沿いで借地で探しておるといような状況で進めておりました。現在、具体的には258号線では適地が見つからなかったということで、場所を変更しまして、町内の県道の大きい通りのところ、場所的には川北の地域になりますけれども、主要地方道養老公園線沿いで今用地を確保しながら進めるということで、当初は借地ということでしたけれども、用地を購入しながら進めたいということで、少し県のほうにも相談しまして、今回補正で増額という形になっておるわけでございます。

できるだけ、業者が決まって、補助金の申請等上がってきまして、交付決定ということになりましたら、議会の全協のほうでもお示しさせていただきたいというふうに考えておりますし、町民の方々には広報等を通じまして、ホームページなどでも広く公表させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） おおむね、先ほどのおおむねではありませんが、いつ頃公表に向けて進んでいるのか。やはり聞いておかないと、議会が何も分からないという状況の中で議決だけしていくというのは非常にいけないと思いますが、いかがですか。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 失礼いたしました。

8月には分かるということですので、8月以降に速やかに公表させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（北倉義博君） よろしいか。

○11番（水谷久美子君） はい。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 私のほうからは、細かいところは予算委員会のほうで聞かせていただくので、2点お伺いしたいと思います。

まず8、9ページ、歳出の一番上なんですけれども、コミュニティー助成事業費、一般財団法人自治総合センターへのお金ということなんですけど、ここって私の感覚ですと、宝くじを発行・運営しているところなんですけど、ここへの助成金というと、どういう意図で、どんな目的、どんなものを期待して、この助成事業を行うのかというのをお答えいただきたいのと、もう一点は、10、11ページ、一番最後ですけれども、総合体育館維持管理費、これは先ほどねりんピックの話が出たんですけれども、全部一財で予算を見られておるわけなんですけれども、ねりんピック関係だったら、県だったり国だったりの予算メニューみたいなものはなかったのかというあたりについてお答えいただきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどのコミュニティー事業の関係ですけれども、これは区長さん方を通じまして、宝くじの助成金ということで、そちらのほうから来るお金を雑で受けまして、地域に払うというような制度の仕組みですので、歳入的には雑で受けて、実際的には各自治会のほうからいろんな事業、やりたいというメニューに沿った事業を募集しましてやっております。今回は西小倉のほうに防災関連のものを買うということで採択されたということで、お支払う事業ということで御理解をいただきたいと思います。

先ほど、2点目の総合体育館の多目的広場の入替えの事業でございますけれども、確かにねりんピック等の絡みもあるんですけれども、いろんな関係団体からやはり凹凸が、経年劣化しておるので変えていただきたいという要望がございまして、今回思い切って踏み切ったわけでございますけれども、確かにいろんな事業を探しておっても、これはハード的な整備の面がございまして、ありませんでした。

県のほうを通じまして要求しましても、来年は岐阜県でねりんピックが行われますので、そうすると、ほかの会場にもいろんなハード的なものに関しての負担もしていかななくてはならないということで、うちはペタンクが会場になりますけれども、いろんな団体からも、あそこを使うに当たっての事業がありましたので、プレということもあまして、今回思い切って補正で対応させていただいたわけでございますけれども、なかなか担当課のほうでもメニューを探しておりますので、あればまた財源更正等をお願い

したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） それでは、日程第10、議案第38号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第38号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,081万4,000円を追加し、予算総額を32億3,421万4,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、国民健康保険証に関するシステム改修を行うものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 伊藤住民環境課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、国民健康保険証廃止に伴う周知広報用チラシ印刷費用として10万円を、法改正に伴う保険証の廃止に係るシステム改修等委託料として1,071万4,000円を増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、1目国民健康保険制度関係業務事業費補助金では、国民健康保険制度関係業務事業費補助金として1,080万7,000円を増額いたしました。

款7繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として7,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

最後に、本日決定いたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は6月12日水曜日の午前9時30分から、予算特別委員会は同日の午後1時30分から開催されるよう各委員長に要請いたします。

○議長（北倉義博君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了しました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日6月8日から6月19日までの12日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、明日6月8日から6月19日までの12日間は休会することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、議会2日目は6月20日木曜日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これをもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午前11時05分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年6月7日

議 長 北 倉 義 博

議 員 西 脇 康

議 員 清 水 由 美 子